

# 憲法訴訟のいま

## 第11回 学術会議会員の任命拒否理由の開示を求める 情報公開請求訴訟 その1

学術会議会員の任命拒否理由の開示を求める弁護士・会員 米倉 洋子 (43期)

### 1 はじめに

今回から全4回、「憲法訴訟のいま」で学術会議会員の任命拒否理由等の開示を求める情報公開訴訟について書かせていただけることになった。この訴訟は、任命拒否そのものの違憲性を争う訴訟ではないが、論点の中には、学問の自由、知る権利、自己情報コントロール権、行政の透明性（国民主権）など憲法問題が多く含まれている。第1回はこれまでの経緯を駆け足でご説明することとする。

### 2 学術会議会員の任命拒否

2020年10月1日、菅義偉内閣総理大臣（当時）は、日本学術会議（以下「学術会議」という）が推薦した105名の会員候補者のうち6名の任命を拒否した。

学術会議は、科学者が戦争に協力したことへの反省に立って（学術会議第1回総会決議参照）、1948年制定の「日本学術会議法」により設立された国の「特別の機関」であり、政府に対する科学的助言を「独立して」（3条）行うことを任務とする（なお、2025年6月11日、1948年の「日本学術会議法」を廃止し、学術会議を「特殊法人」とする新「日本学術会議法」が成立したが（施行は2026年10月1日）、本稿では1948年の法律を「日本学術会議法」と呼び、その制度について説明する）。

日本学術会議法は、学術会議の独立性、特に人事の自律性を強く保障し、会員は「優れた研究又は業績のある」候補者を学術会議が内閣総理大臣に推薦し（17条）、内閣総理大臣はその推薦に基づいて会員を任命するとされ（7条2項）、歴代の内閣総理大臣は学術会議の推薦のとおり会員を任命してきた。国会でも「内閣総理大臣の任命は形式的」との政府答弁

が重ねられており、2020年の任命拒否はまさに前代未聞の出来事であった。

### 3 情報公開請求

任命拒否に対しては1000を超える学会等を含む約1300の団体（日弁連やほぼ全ての単位弁護士会を含む）が抗議声明を挙げ、国会もメディアも連日取り上げた。学問の自由に対する侵害であるとの任命拒否に対する批判はもちろん、政府が任命拒否の理由や意思決定過程について全く説明責任を果たさないことに対しても強い批判が巻き起こった。

こうした声を受け、2021年4月26日、法律家（弁護士と法学者）1162名が情報公開請求を、任命拒否当事者6名全員が保有個人情報開示請求を、それぞれ政府（内閣官房3部署、内閣府大臣官房長、内閣府日本学術会議事務局長）に対して行った。

### 4 審査請求と情報審査会の答申

2021年6月末までに決定が出揃ったが、「任命拒否の根拠・理由がわかる文書」については、全ての請求先が「不存在」を理由とする「不開示」決定を行った。内閣府は黒塗りだらけの一部開示文書も出してきたが、ほとんど意味のわからない文書であった。

そこで同年8月、審査請求を行い、約2年後の2023年8月、総務省「情報公開・個人情報保護審査会」が詳細な答申を出した。答申は、6人に対する「存否応答拒否」処分を取り消すべきだとしたほか、多くの黒塗りを開示すべきとした。この答申に従って処分庁が文書を一部開示した結果、何点かの重要な事実が判明した。

最も注目すべき事実は、任命拒否された6名の氏名

が、まだ学術会議が会員候補者を選考中だった2020年6月12日の時点で、「任命権者側」によって特定され学術会議事務局に「伝達」されていた事実である(右図参照)。推薦する会員候補者が確定するのは7月9日の学術会議総会と決まっていたから、上記「伝達」は「この6名を推薦から外せ」という政治介入以外の何物でもない。ちなみに、まだ安倍政権の時代であった(菅義偉が内閣総理大臣に就任したのは同年9月16日)。しかし学術会議は8月31日、この6名を含む105名を推薦した。そこから、10月の任命拒否が起こったのである。

こうした成果はあったが、答申は、「任命拒否の根拠・理由がわかる文書」については「不存在」との政府の説明を覆すことはできず、「不開示妥当」と結論づけてしまった。また黒塗り部分も多く残った。ただし答申は長文の「付言」で、内閣官房及び内閣府の文書不作成は「妥当性を問われる」との厳しい指摘をした。

## 5 情報公開請求訴訟

答申を経ても任命拒否の理由や意思決定過程を明らかにする文書が全く開示されなかったことから、2024年2月20日、法律家166名が「行政文書不開示処分取消等請求訴訟」を、任命拒否当事者6名が「保有個人情報不開示処分取消等請求訴訟」を、それぞれ東京地裁に提起し、不開示処分の取消と国家賠償を求めた。両事件は民事38部で併合審理されている。

メインの主張は、公文書管理法の施行下、任命拒否に関する文書が「不存在」のはずはないから不存在を理由とする不開示処分は違法であり取り消せというものであり、あわせて一部不開示処分の取消も求め

R2.6.12

氏名	定道	哲学・京都大学大学院文学研究科教授
	加藤	謙子 史学・東京大学大学院人文社会系研究科教授
	岡田	正則 法学・早稲田大学教授法学学術院教授
	小澤	隆一 法学・東京慈恵会医科大学医学部医学科教授
	松宮	孝明 法学・立命館大学大学院法務研究科教授
	宇野	重規 政治学・東京大学社会科学研究所教授

ている。国家賠償請求は、主的には文書が「本当は」存在する場合に不開示処分をした行為の違法、予備的には「本当に」文書を作成せず、あるいは廃棄した行為の違法を主張するものである。

提訴から約2年間、被告国は「逃げ」の姿勢が顕著であり、あまりにも不明確な主張を繰り返してきた。そこで原告側は2025年12月23日の第9回弁論で詳細な求釈明書を提出し、被告の回答を待っているところである。

期日は毎回103号大法廷で開かれ、多くの市民と法律家が傍聴席を埋め、常に関心の高さを裁判所にアピールしてくれている。近時、「アベノマスク判決」や2025年6月の2つの最高裁判決など、情報公開に関しては、原告側にとって裁判所に良い風が吹いている。本訴もこの風に乗って、政府に説明責任を果たさせたい(2026年2月6日記)。

- 全訴訟資料はCALL4 (<https://www.call4.jp/info.php?type=items&id=10000146>) に掲載
- 米倉洋子「任命拒否問題は終わらない」(『地平』2024年10月号) 参照